

木造建築物耐震化助成制度の改正について

区では、区内建築物の耐震化を推進するため、木造建築物耐震化助成制度を設けている。今回、耐震化の一層の推進を目的として、建物所有者に対するきめ細かな相談事務に対応するコンサルタント派遣事務の新設等、木造建築物耐震化助成制度を次のように改正する。

1 改正の概要（別添「木造建築物耐震化助成事業のご案内」参照）

（1）木造住宅耐震コンサルタント派遣制度の新設（無料）

旧耐震基準で建てられた木造住宅所有者に対し、区に事前登録された木造住宅耐震コンサルタント（以下「木造コンサル」という。）を無償で所有者に派遣する。現地で建物所有者の疑問等に答えるとともに、建物の簡易診断を実施し、耐震性の課題を説明することで、所有者に建物の耐震化を促す。

（2）耐震診断方法の改正

これまで個々の診断士の技量や所有者の事情により、一般診断と精密診断の2つが併用されていた診断方法について、改修費用を抑えることのできる精密診断に原則一本化を図る。併せて、除却予定者には、簡易診断も可能とすることで、手続きの簡素化を行う。

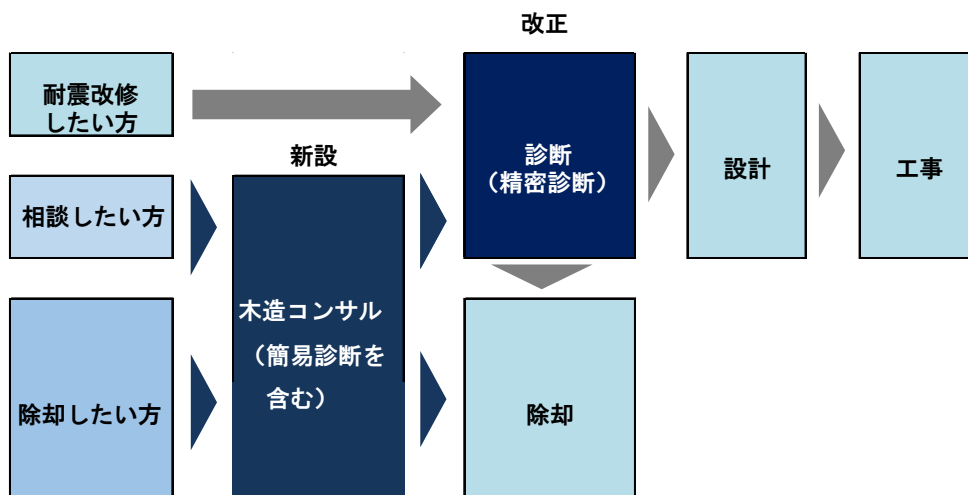
2 施行月日

令和2年4月1日

3 助成金額（円）

種 別	改定前（一般診断法又は精密診断法）			改定後（精密診断法）		
	契約金額	助成額	申請者負担額	契約金額	助成額	申請者負担額
80㎡未満	127,315	101,815	25,500	150,000	120,000	30,000
80㎡以上 160㎡未満	152,778	121,778	31,000	175,000	140,000	35,000
160㎡以上	178,241	142,241	36,000	200,000	160,000	40,000

4 改正後の制度の概要



木造建築物 耐震化助成事業の ご案内

昭和56年以前の建物は
倒壊の危険性があります！



令和2年4月

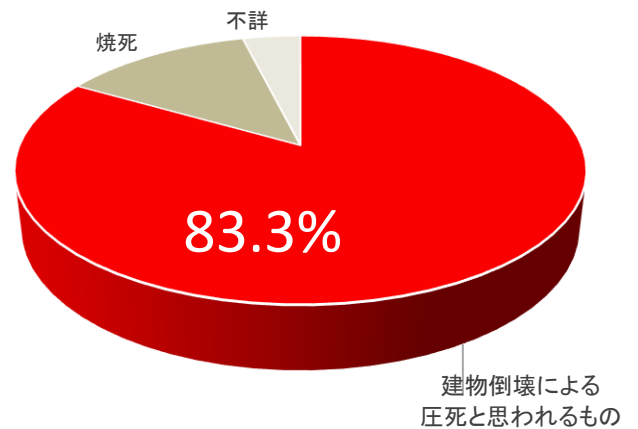
大田区 防災まちづくり課

耐震性に不安のある昭和56年以前に建てられた建築物

昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に強化されました。それ以前に建てられた建物は、地震の揺れに対して強度が不足している可能性が高くなっています。

阪神・淡路大震災では、昭和56年5月以前に建てられた建物が大きな被害を受けました。

大田区では、地震による建物の倒壊を防止するため、耐震診断や耐震改修工事、除却工事の費用の一部を助成しています。地震からご自身やご家族の生命・財産を守るため、建物の耐震化を始めましょう。



阪神・淡路大震災の死亡原因

8割以上が建物倒壊による圧迫死

「神戸市内における検死統計（兵庫県監察医 平成7年）」より作成

目次

- 2ページ 耐震化・建物除却までの流れ
- 3・4ページ..... ステップ1 木造住宅耐震コンサルタント
- 5・6ページ..... ステップ2-1 耐震診断
- 7・8ページ..... ステップ2-2 除却工事
- 9・10ページ..... ステップ3・4 耐震改修設計・耐震改修工事
- 11・12ページ..... その他建築物（住宅以外の建築物）の助成制度
- 13・14ページ..... 助成制度を利用した耐震改修工事の事例紹介
- 裏表紙..... 税制上の優遇措置・他の助成制度の案内・問い合わせ先

今の家を直して
住み続けたい

自宅の耐震化に
ついて
相談したい

解体したい
(建替えしたい)

ステップ1 木造住宅耐震コンサルタント

(簡易診断を含む)

(3ページ)



ステップ2-1 耐震診断

(5ページ)



ステップ2-2

除却工事

(7ページ)



ステップ3 耐震改修設計

(9ページ)



ステップ4 耐震改修工事

(9ページ)



〈期間の目安〉

耐震コンサルタント	1か月程度
耐震診断	1.5か月程度
耐震改修設計	1~2か月程度
耐震改修工事	3~4か月程度

〈費用の目安〉

耐震コンサルタント	無料
耐震診断	15万円程度
耐震改修設計	30万円程度
耐震改修工事	300万円程度

ステップ1 木造住宅耐震コンサルタント

費用：**無料**

期間：1か月程度

内容：耐震化に関する相談、ご自宅の簡易診断、ステップ2-2除却助成の申請に必要な書類の作成

1 木造住宅耐震コンサルタントとは

木造住宅の耐震化について専門家に相談したい方に対して、建築士を派遣しています。ご自宅の簡易診断を行い、**耐震化に関する相談をお受けします**。また、ステップ2-2の除却助成の利用を希望する方に対し、申請に必要な書類（図面や耐震診断の結果表など）を作成します。



2 対象となる方

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の所有者（個人・法人）の方
※共同所有の建物の場合は、代表者の方



3 対象となる建物

大田区内にある昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した木造の住宅

※ただし、次のどれかに該当する場合は助成を受けることができません

- (1) これまでに助成を受けた建築物
- (2) 不動産業者が売買を目的に所有する建築物

4 申請手続きのながれ

申請から完了までの期間の目安：1か月程度



5 申請に必要な書類

- ・木造住宅耐震コンサルタント派遣申請書
- ・木造住宅耐震コンサルタント窓口相談カード
- ・建物の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの）
- ・印鑑（シャチハタ不可・認印可）

※内容を確認し、追加で書類の提出をお願いする場合がございます



6 Q&A

1 木造住宅耐震コンサルタントってどんな人ですか？

区が実施する講習会を受講した建築士を「大田区木造住宅耐震コンサルタント」として登録しています。

2 現地調査の際、立会いは必要ですか？

建物内部に入り調査を行いますので、立会いをお願いします。

3 木造住宅耐震コンサルタントは、区の指定の業者でないと行えないのですか？

区が実施する講習会の受講者の方のみ業務を行うことが出来るため、指定の業者で実施していただいております。

4 「住宅」の定義は？

木造2階建て以下の住宅（戸建て、長屋、共同住宅、店舗等併用住宅）を言います。

※店舗等併用住宅の場合は、延床面積の過半が住宅であるものに限りです。

7 手続きの注意点

- ・各ステップの助成を受ける場合は、必ず契約前に申請が必要となります。
- ・助成を受けるためには、各手続きの流れの「助成交付申請」から「助成交付額決定通知」までの手続きを同一年度内（4月1日から翌年3月末（土日を除く））に完了することが必要です。
- ・耐震化助成事業のお申込みについては、助成金の予算の範囲内となりますので、予算に達した時点でその年度は終了させていただきます。
- ・助成金額は千円未満切り捨てです。

ステップ2-1 耐震診断（期間:約1.5カ月）

1 耐震診断の業務内容

建築士が壁の強さやバランスといった項目等を確認し、国が定めた基準に基づき耐力の計算を行い、建物の耐震性能を**構造耐震指標（Iw値）**という数値で表します。

構造耐震指標（Iw値）とは

建築基準法で想定する大地震に対し、建物が持つ耐震性を表した数値のことです。
数値が低いほど、耐震性が不足していることになります。



Iw値 1.0以上
倒壊する危険性が低い

Iw値0.7以上1.0未満
倒壊する可能性がある

Iw値 0.7未満
倒壊する可能性が高い



2 助成対象となる方・助成対象となる建物

対象者：建築物を所有する個人又は法人

- ※共有建築物については、共有者の中から選ばれた代表者
- ※次のどれかに該当する場合、助成を受けることができません
 - (1) 住民税を滞納している方
 - (2) 法人住民税を滞納している法人
 - (3) 会社のうち中小企業基本法に規定する中小企業に該当しない法人
 - (4) 建築物を売買を目的に所有する不動産業者
 - (5) 上記に掲げる方の他、区長が不適当と認める方

対象建築物：区内にある昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物

- ※次のどれかに該当する場合、助成を受けることが出来ません
 - (1) 軽量鉄骨造・木造と鉄骨造の混構造など、診断方法のない構造の建築物
 - (2) これまでに助成を受けた建築物
 - (3) 不動産業者が売買を目的に所有する建築物

3 診断以後の助成要件について

次のどれかに該当する場合、助成を受けられるのは耐震診断と除却工事のみとなり、改修設計及び改修工事の助成は受けられません。ただし、該当する部分を是正した場合は助成を受けることが出来ます。

- (1) 敷地が道路に接していない建築物
- (2) 建築物が道路（隅切りも含む）に突出している建築物
- (3) 3階建て以上の建築物
- (4) 建築基準法等の法令に著しく違反している建築物

〈敷地が道路に接しているとは〉

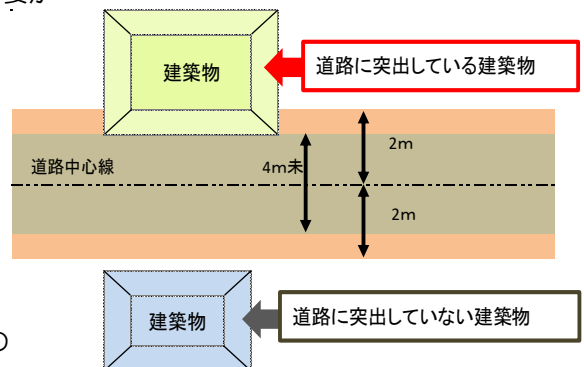
建築物の敷地は「建築基準法上の道路（※）」に2m以上接道している必要があり、それを満たしているかどうかで道路に接しているか判断します。

〈建築物が道路に突出しているとは〉

建築物が「建築基準法上の道路」境界線より道路側に出ているかどうかで、道路に突出しているかを判断します。幅4m未満の道路に接している場合道路境界線が現況と異なるため注意が必要です。

〈（※）建築基準法上の道路とは〉

本来、幅4m以上の道路を指します。幅4m未満でも道路として認められているものもあります。その場合、道路境界線とみなす線は現況の道路と敷地の境界線と異なります。



4 助成の内容

(1) 大田区木造診断士の場合

延床面積	契約額	助成額	自己負担
80㎡未満	150,000円	120,000円	30,000円
80㎡未満以上160㎡未満	175,000円	140,000円	35,000円
160㎡以上	200,000円	160,000円	40,000円

※助成額は区から診断士に直接振り込みます。自己負担額のみお支払いください。

(2) 大田区木造診断士以外の建築士の場合

用途	助成限度額	助成割合
一戸建て	10万円	実際に要した費用の2/3
一戸建て以外の住宅		要する費用(★)の2/3

★要する費用とは **①又は②のいずれか低い金額**

①実際にかかった耐震診断費用 ②下記に掲げる単価×延床面積で算出した費用

ア 1,000㎡以下の部分 3,670円/㎡ イ 1,000㎡超2,000㎡以下の部分 1,570円/㎡
ウ 2,000㎡超 1,050円/㎡

?「大田区木造登録診断士」とは？

建物の耐震化にあたっては、**適切な耐震診断を実施し、建築物の耐震性能を正しく評価することが重要です**。そのため大田区では、皆さんが安心してお住いの耐震化を実施できるように区の耐震化事業に協力していただき、大田区木造診断士は区が主催する講習会を受講している建築士を大田区木造住宅診断士として登録しています。

5 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	建築物の登記事項証明書（発行から6か月以内）
<input type="checkbox"/>	住民税納税証明書又は非課税証明書
<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断助成金交付申請書（1号様式）
<input type="checkbox"/>	建築物耐震診断に係る消費税仕入税額控除確認書（2号様式）
<input type="checkbox"/>	耐震診断助成受付確認票
<input type="checkbox"/>	診断費用の見積書（大田区木造診断士以外の建築士で診断する場合）
<input type="checkbox"/>	印鑑（認印可。シャチハタは不可。）



※上記の書類は必須ですが、これ以外にも提出書類が必要となる場合がございます。詳細は事前にお問合せください。

※住民税納税証明書又は非課税証明書については、区内在住の個人が申請者の場合、「身分証明書写しの提出」「納税状況の紹介に同意」していただければ省略できる場合があります

6 手続きの流れ

申請から完了までの期間の目安：1.5カ月程度



ステップ1（※木造耐震コンサルタント）を利用の場合は省略

ステップ2-2 除却工事（助成期限：令和6年3月末まで）

助成期限にご注意ください。

1 概要

耐震性が不足する旧耐震基準の木造住宅を除却する際にかかる費用の一部を助成します。

2 助成対象となる方・助成対象となる建築物

対象者：5ページ「耐震診断」の助成対象者と同じ

※ただし、共有建築物については**すべての共有者から**同意を得て選出された方

対象建築物：耐震性の不足する旧耐震基準の木造住宅



- (1) 大田区内に存する木造住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた、又は新築されたことが明らかなもの
- (3) 2階建以下であること
- (4) 次に掲げる事項に該当する場合、完了確認までに該当箇所の撤去等が完了すること
 - ①敷地が接道する建築基準法上の道路及び東京都安全条例第2条に規定する角敷地の隅切りに建築物本体及びその付属物が突出していること
 - ②接道する道路等内に塀・門扉・門柱・擁壁その他外構物が突出しているもの
- (5) 以下のいずれかの方法で**耐震性が不足すると判断されたもの**
 - ①ステップ1「木造住宅耐震コンサルタント」にて、簡易診断を実施し、耐震性が不足するとされたもの
 - ②ステップ2-1「耐震診断」において、倒壊の危険性があると判断されたもの
 - ③大田区建築物耐震診断助成要綱第2条第2号で定める耐震診断基準で診断し、耐震性が不足すると判断されたもの

3 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	木造住宅除却工事助成金交付申請書（1号様式）
<input type="checkbox"/>	木造住宅除却工事に係る消費税仕入税額控除確認書（2号様式）
<input type="checkbox"/>	耐震診断結果報告書又は簡易診断表（写し可）（建築士が行ったものに限る）
<input type="checkbox"/>	案内図・配置図・建物求積図
<input type="checkbox"/>	除却工事に要する費用の見積書
<input type="checkbox"/>	概略の工程表
<input type="checkbox"/>	除却工事を予定している建物の現況写真（2面以上）
<input type="checkbox"/>	区分所有者又は共有者が所有する建物については、所有者同士の合意があったことが分かる書類
<input type="checkbox"/>	建築物の登記事項証明書（6か月以内発行のもの）
<input type="checkbox"/>	申請者の住民税納税証明書
<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書（法人所有建築物の場合のみ）

※上記の書類は必須ですが、これ以外にも提出書類が必要となる場合がございます。詳細は事前にお問合せください。

※住民税納税証明書又は非課税証明書については、区内在住の個人が申請者の場合、「身分証明書写しの提出」「納税状況の紹介に同意」していただければ省略できる場合があります

〈除却費用の見積書について〉

助成対象費用に「石綿等の調査・分析・撤去及び処分にかかる費用」を含めることはできません。見積書中にこれらの費用が含まれていた場合は対象から外させていただきます。また、植栽撤去や外構物の解体費用など、建物本体の除却に直接関係のない項目についても対象外となります。

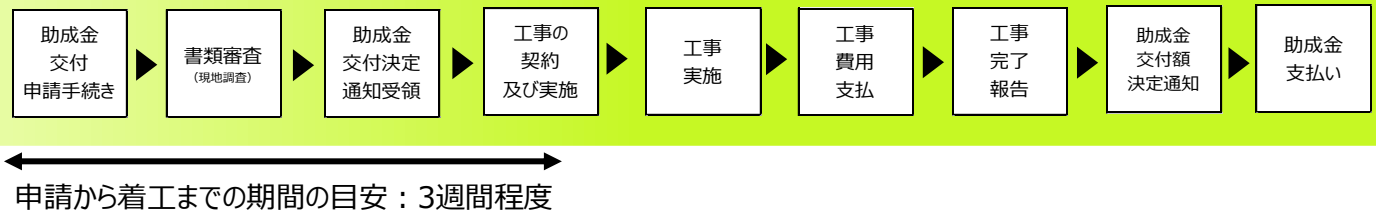
4 助成金額

助成割合	助成限度額
工事に要する費用（★）の1/2	50万円

★要する費用とは **①又は②のいずれか低い金額**

- ①実際にかかった除却工事費用
- ②面積単価（34,100円/m²）×延床面積で算出した額

5 手続きの流れ



〈除却工事の契約について〉

除却助成の申請は、契約締結前に出していただく必要があります。申請より先に新築工事の請負契約を結んでいる場合は、除却工事のみの契約を、区の助成金交付決定通知が発行されてから結んでください。

6 その他の支援制度等

不燃化まちづくり助成事業

〈対象地域〉

大森中地区（大森中・西糀谷・東蒲田の一部）/羽田地区（羽田二・三・六丁目）/補助29号線沿道地区

〈内容〉

東京都の不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）に指定された区域では、火災に強い市街地の形成を図るため「戸建て建替え助成」や「老朽建築物の除却費助成」など有利な助成がご利用いただけます。

〈問い合わせ先〉

大田区 防災まちづくり課 市街地整備担当 ☎03-5744-1338

空家総合相談窓口

〈対象〉

大田区内に存する空家

〈内容〉

空家の除却・リフォーム・利活用・維持管理など、様々な相談に対応しています。建築・法律・不動産・福祉等、各分野の専門家による空家総合相談会を開催しています。

〈問い合わせ先〉

大田区 建築調整課 空家総合相談窓口 ☎03-5744-1348



ステップ3・4 耐震改修設計・耐震改修工事

1 申請に必要な書類

<input type="checkbox"/>	建築物の登記事項証明書（発行から6か月以内）（既に提出の場合は省略可）
<input type="checkbox"/>	住民税納税証明書又は非課税証明書（既に提出の場合は省略可）
<input type="checkbox"/>	設計・工事費用の見積書
<input type="checkbox"/>	耐震改修工事の概略の工程表（耐震改修工事のみ）
<input type="checkbox"/>	印鑑（認印可。シャチハタは不可。）

※上記の書類は必須ですが、これ以外にも提出書類が必要となる場合がございます。詳細は事前にお問合せください。
 ※住民税納税証明書又は非課税証明書については、区内在住の個人が申請者の場合、「身分証明書写しの提出」「納税状況の紹介に同意」していただければ省略できる場合があります

2 助成の内容

ステップ3 耐震改修設計

…工事の図面作成や耐力計算など

助成割合	助成限度額
実際にかかった費用の2/3	15万円

ステップ4 耐震改修工事

接道状況	助成限度額	助成割合
前面道路が4m以上の場合 前面道路が幅済みの場合	150万円	要する費用（★）の2/3
前面道路が4m未満で、道路拡幅する場合		
前面道路が4m未満だが、道路拡幅しない場合	100万円	要する費用（★）の1/2
未接道	助成不可	助成不可

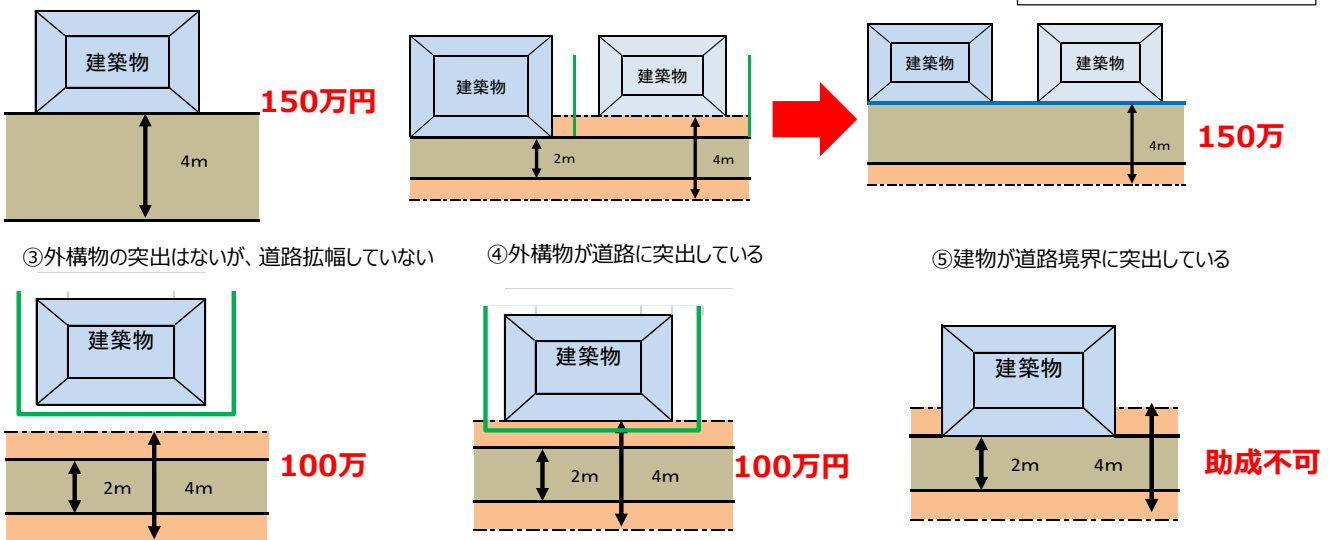
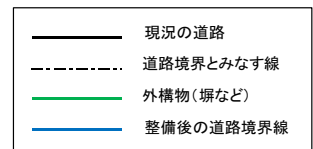
★要する費用とは

①又は②のいずれか低い金額

- ①実際にかかった耐震改修工事費用 ②面積単価（34,100円/㎡）×延床面積で算出した額

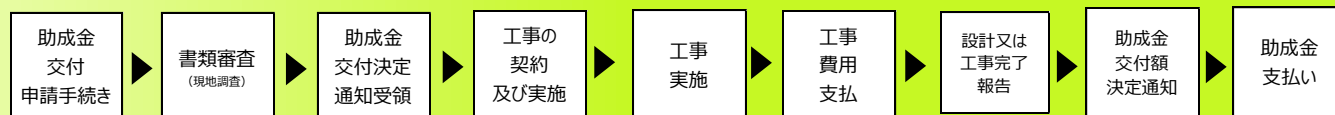
前面道路の接道状況によって、助成限度額及び助成割合が変わります

- ①前面道路が4m以上又は幅済み ②4m未満のため、道路突出を是正し道路拡幅する



③から⑤以外のパターンでも、耐震改修工事に合わせ道路拡幅工事を行うと限度額150万円になりますので、ぜひ拡幅工事をご検討ください。外構物等の是正及び道路拡幅整備に、狭あい道路拡幅整備事業を活用できる場合があります。詳細は、建築調整課地域道路整備担当（☎5744-1308）までお問合せください。

4 申請手続きのながれ



※ **契約は、必ず「助成金交付決定通知が発行されてから結んでください。**

※ 工事の際は、契約後「施工者届」に契約書の写し等を添付して提出して下さい（通知後30日以内）。

※ 工事実施に際しては、**区による中間検査・完了検査を実施します。**



5 工事監理者の選任を義務付けています

〈工事監理者とは〉

工事監理は設計図書どおりに、適切に施工が行われているかチェックします。また、施工業者任せにせず、施工状況を確認し欠陥の発生を未然に防ぐなど、とても重要な役割を担っています。

〈なぜ工事監理が必要なのか〉

耐震改修設計は、柱や梁などの構造上重要な部材が仕上げ（壁や天井など）に隠れて見えない状況で行うため、耐震改修工事を進めていくと、設計図書と既存建物の施工状況が異なる場合も出てきます。

例えば、土台や柱が腐食していたり、耐震壁を設置する場所に基礎がないことがあります。この場合、設計図書にはない工事を行う必要が生じます。工事監理者はこうした場合に的確に業者に指示するなど、改修工事において重要な役割を担います。

6 リフォーム工事助成との併用について

耐震改修工事を区内中小企業者に発注して行う場合は、耐震改修工事助成以外に住宅リフォーム工事助成が利用できる場合があります。詳しい内容については、住宅相談窓口（☎5744-1343）までお問合せください。

7 工事中の居住継続について

自宅での居住を継続しながら耐震工事を実施できる場合があります。設計者、施工業者、工事監理者等に事前にご相談してください。

8 助成対象となる工事

耐震改修工事に直接関わりのない工事（浴槽の交換、便器の交換、屋根・外壁の塗装など）は助成対象に含めることが出来ません。住宅リフォーム工事助成（上記6）では助成対象となる場合があります。耐震改修工事に併せて、これらの工事を行う場合は、ご注意ください。

その他建築物(住宅以外の建築物)の助成制度

店舗・工場・事務所など（住宅部分がある場合、延べ床面積の過半が住宅以外であるもの）は、「その他建築物」扱いとなり、適用される制度が変わります。

1 助成範囲

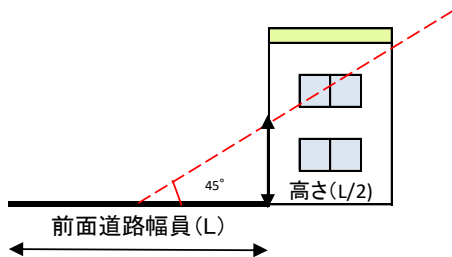
その他建築物の場合、除却工事助成（7ページ）を受けることが出来ません。また、設計・工事助成（9ページ）は沿道耐震化道路沿い（右ページ参照）の場合のみ助成対象となります。

接道する道路	耐震診断	改修設計	改修工事	除却工事
一般の道路	○	×	×	×
沿道耐震化道路	○	○	○	×

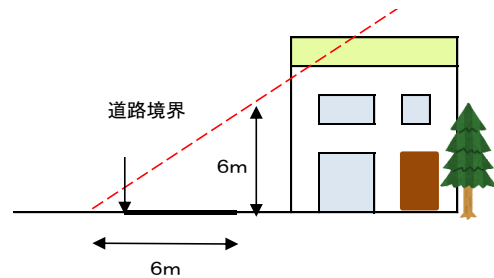
2 沿道耐震化道路沿い建築物の認定要件

沿道耐震化道路沿い建築物とは、沿道耐震化道路（右ページ参照）に敷地が接する建築物で、①または②の高さ要件を満たすものを指します。

①前面道路が12mを超える場合



②前面道路幅員が12m以下の場合



沿道耐震化道路沿いでも、5ページに掲げる助成を受けることができない条件及び以下のいずれかに該当する場合は助成を受けることが出来ません（耐震診断助成は助成対象です）。ただし、該当する部分を是正すれば助成対象となります。

要件：塀・門扉・擁壁等の外構物が道路に突出している場合

3 助成金額

耐震診断

助成限度額	助成割合
10万円	要する費用（★）の2/3

★要する費用（診断・設計）とは **①又は②のいずれか低い金額**

- ①実際にかかった除却工事費用
- ②面積単価×延床面積で算定した額
 - 1,000㎡以下…3,670円
 - 1,000㎡超2,000㎡以下…1,570円
 - 2,000㎡超…1,050円

耐震改修設計

助成限度額	助成割合
15万円	要する費用（★）の2/3

耐震改修工事

助成限度額	助成割合
100万円	要する費用（☆）の1/2

☆要する費用とは **①又は②のいずれか低い金額**

- ①実際にかかった除却工事費用
- ②面積単価（51,200円）×延床面積で算定した額

4 手続きの流れ・必要書類

手続きの流れ及び必要書類は住宅と同様です（6ページ・8ページ・10ページ参照）。**耐震診断のみ、大田区木造診断士の場合でも見積書が必要になります。**ご注意ください。

5 区内の沿道耐震化道路

区では、大田区耐震改修促進計画を定め、地震発生時に建物倒壊による閉塞を防ぐべき道路として、緊急輸送道路と沿道耐震化道路を指定しています。

指定道路の詳細については、区にお問合せください。



6 助成対象となる工事

耐震改修工事に直接かわりのない工事（床の張替え、床暖房設置、便器の交換、窓のサッシ交換など）は助成対象に含めることが出来ません。ご注意ください。

7 工事監理者の選任・検査について

その他建築物についても、住宅と同様**工事監理者の選任義務付けています**。工事監理者は適切に耐震改修工事を行うに当たり非常に重要な役割を担います。必ず選任をお願いします。工事監理者に関する詳細は10ページを参照してください。また、工事实施にあたっては**「中間検査」「完了検査」を行います**。検査は事前予約制となっておりますので、区に電話にてお問合せください。

助成制度を利用した耐震改修工事の事例紹介

本事例は、昭和51年に新築した木造2階建ての戸建て住宅です。

区の助成を利用して耐震診断したところ、Iw値が0.15となり、大地震が発生した際に建物が倒壊する可能性が高い状態でした。

バランスよく耐力壁を設置することで、建物の変形を抑え、耐震性の向上を図る工事を行いました。

耐震診断（約1カ月）

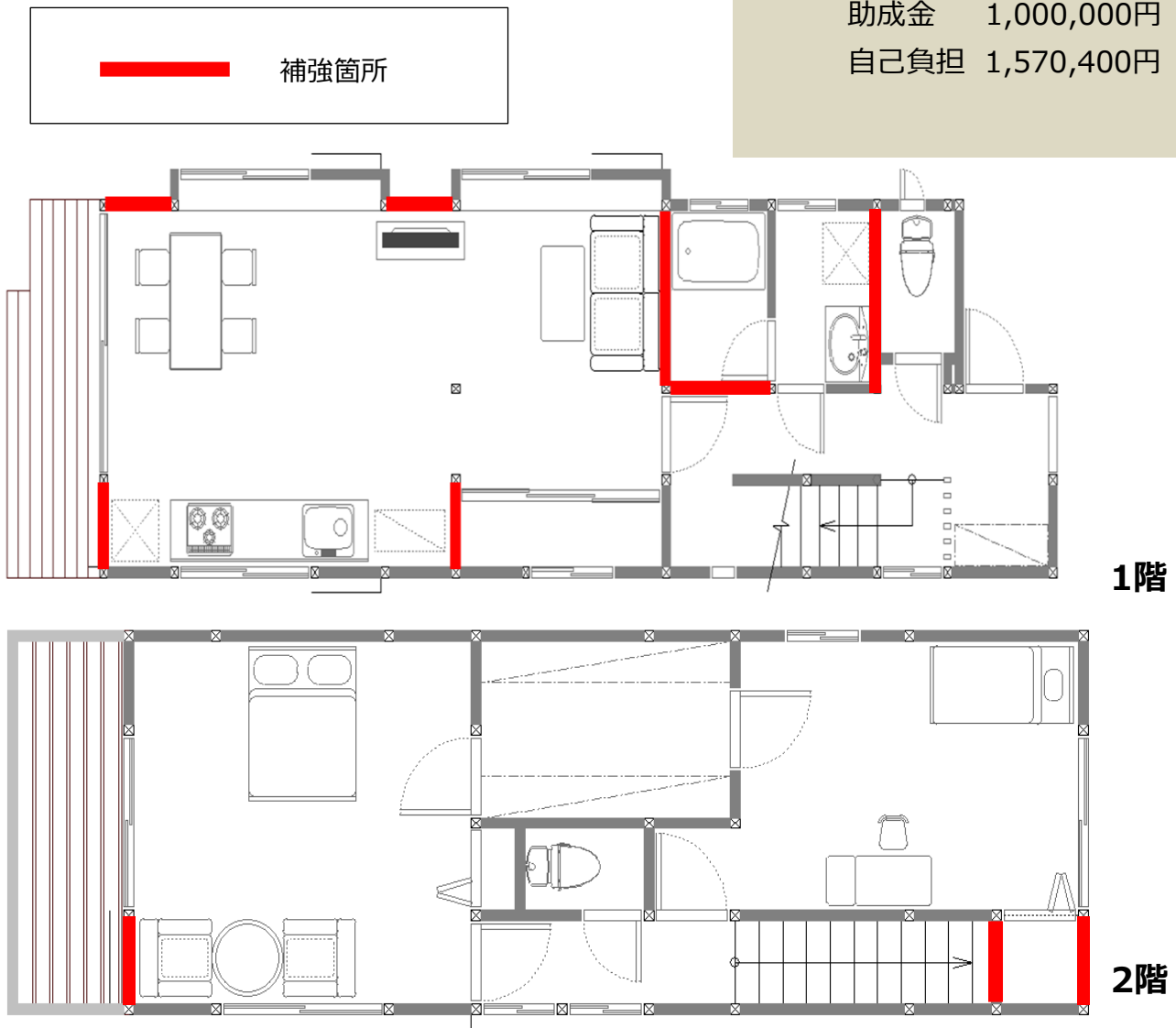
総額	150,000円
助成金	120,000円
自己負担	30,000円

耐震改修設計（約1.5カ月）

総額	324,000円
助成金	150,000円
自己負担	174,000円

耐震改修工事

総額	2,570,400円
助成金	1,000,000円
自己負担	1,570,400円



〈ポイント〉

白アリが壁の内部を食べてしまい、柱がボロボロになっている場合があります。本事例でも、トイレの柱が白アリに食べられていました（右の写真）



〈構造耐震指標とは〉

ここでいう構造耐震指標（木造の場合Iw値で表します）とは、建築基準法で想定する大地震に対して建物が持つ耐震性を表した数値を言います。**本実例では、Iw値を0.15から1.2に改善しました。**



Iw値 0.7未満

倒壊する可能性が高い



Iw値0.7以上1.0未満

倒壊する可能性がある

Iw値 1.0以上

倒壊する危険性が低い

〈本実例の補強方法〉

補強箇所の壁に対し、筋かいを入れる、構造用合板を貼るといった補強を施しました。さらに、金物により接合部分の補強も行いました。

筋かい



構造用合板



金物



〈壁の補強〉

筋かいを入れることで、横からの衝撃に強くなります。また、構造用合板を柱や梁、土台に囲まれた面に貼ることも、筋かいと同様の効果が得られます。どちらも耐震性を高めるために広く使用されている方法です。

〈その他の代表的な工事手法〉

屋根の軽量化

屋根の軽量化は、建物を軽くすることで揺れを少なくして倒壊を防ぐのに効果があります。

(例) 瓦葺屋根 ▶ スレート葺屋根



屋根の改修工事と合わせて耐震化の効果があります。

基礎の補強

古い木造住宅では、基礎に鉄筋が入っていないことがほとんどです。既存の基礎に鉄筋を入れた基礎を増設し耐震性能を向上させます。



税制上の優遇措置(令和2年4月1日時点)

〈所得税〉

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者が、一定の耐震改修を行った場合、費用の一部が控除される場合があります（適用期限：令和3年12月31日まで）。詳細については**所轄の税務署**にお問合せください。

〈固定資産税・都市計画税〉

昭和57年1月1日以前から存する家屋で、令和3年3月31日までに建替え又は耐震改修工事を行った場合、固定資産税・都市計画税が全額免除される場合があります。要件等の詳細については、**都税事務所固定資産税係**にお問合せください。

シェルター助成について

災害時に迅速な避難が困難な「高齢者」または「障がい者」の方の生命を守るため、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅への**耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用を助成**しています。

耐震診断・改修設計助成と併用できますので、費用等の問題で耐震改修工事を実施することが難しい場合も活用をご検討ください。詳細は担当までお問合せください。

〈担当〉大田区 防災まちづくり課 耐震改修担当 ☎5744-1349



ブロック塀等の改修助成について(耐震化助成と併用可)

地震によるブロック塀の倒壊から区民の皆様の生命を守るため、**危険な塀（ブロック塀・万年塀など）を取壊し、フェンス等を設置する方に対し、費用の一部を助成**しています。工事契約前に申請が必要です。詳細は担当までお問合せください。

〈担当〉大田区 防災まちづくり課 耐震改修担当 ☎5744-1349

問合せ先

大田区 まちづくり推進部 防災まちづくり課 耐震改修担当

〒144-8621

大田区蒲田五丁目13番14号（区役所7階27番窓口）

☎ 5744-1349（直通） FAX 5744-1526

アクセス

JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線「蒲田駅」東口より徒歩1分

京浜急行線「京急蒲田駅」西口より徒歩10分

